

特定健康診査・特定保健指導実施計画
【第3期】

経済産業関係法人健康保険組合

平成 30 年4月

第1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高齢者医療法」という。）に基づき、保険者は40歳以上74歳の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査（以下「特定健診」という。））及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することが義務化された。

なお、高齢者医療法第19条により、6年間（従来は5年間）を一期として特定健康診査・特定保健指導実施計画（以下「特定健診等実施計画」という。）を定めることとされている。第1期は平成20年度から平成24年度の5年間、第2期は平成25年度から平成29年度の5年間の特定健診等実施計画書が策定され、国の示す実施率に関する参酌基準を目標に特定健診等が実施された。

本計画は、第1期及び第2期の実施結果および評価を踏まえながら、平成30年度から平成35年度の6年間の第3期として、当健康保険組合（以下「当組合」という。）の特定健診及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施に関する基本的事項について定めるものである。

第2 経済産業関係法人健康保険組合の現状

当組合は、経済と産業に関連のある独立行政法人等並びにその支部事業所及び関連団体で構成している。

平成30年1月末の事業所数は16で、その内訳は12の独立行政法人等並びにその支部及び関連団体4となっている。都道府県別の所在状況は、東京都14事業所、神奈川県2事業所となっている。

1. 被保険者

平成30年1月末現在の被保険者数は、男5,341人、女3,527人、合計8,868人で、平均年齢は、男48.39歳、女41.42歳、合計45.62歳。

2. 被扶養者

男2,317人、女5,078人、合計7,395人で、平均年齢は、男13.43歳、女34.47歳、合計27.88歳。

3. 40歳以上74歳の人数

被保険者5,972人、被扶養者2,603人、合計8,575人。

4. 海外赴任状況

特定健診等の対象者から除外される40歳以上74歳までの海外赴任の被保険者は611人、その被扶養者は221人で、合計832人となっている。（※平成30年1月末時点。）

5. 独立行政法人等別の加入者及び特定健診の対象者の状況(次表のとおり)

法人の別	全体			特定健診対象者		
	被保険者	被扶養者	合計	被保険者	被扶養者	合計
日本貿易振興機構	1,505	1,300	2,805	786	350	1,136
国際協力機構	2,821	2,456	5,277	1,384	565	1,949
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	816	663	1,479	550	256	806
中小企業基盤整備機構	1,029	954	1,983	797	417	1,214
新エネルギー・産業技術総合開発機構	683	526	1,209	462	198	660
日本アルコール産業株式会社	146	164	310	113	67	180
国民生活センター	230	96	326	162	22	184
国際交流基金	613	312	925	273	62	335
環境再生保全機構	162	98	260	90	32	122
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	440	508	948	415	234	649
日本国際協力システム	159	130	289	110	43	153
株式会社日本貿易保険	40	19	59	21	5	26
任意継続被保険者	224	169	393	198	131	329
合計	8,868	7,395	16,263	5,361	2,382	7,743

※ 被保険者数及び被扶養者数は平成30年1月末の数値。

※ 特定健診対象者は海外赴任者等を除く。

第3 第2期の実施状況等

1. 特定健診の実施状況

被保険者の特定健診結果データは、事業所の定期健診及び人間ドックに係る特定健診分のデータの提供を受けることで対応、被扶養者は、人間ドックに係る特定健診分のデータの提供を受けることで対応している。第2期の特定健診の実施状況は次表のとおり。

【特定健診対象者に対する健診実施率(%)】

区分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度見込
被保険者	対象者	3,775	3,854	3,954	4,277	5,024
	受診者	2,955	3,021	3,203	3,577	4,291
	実施率	78.3	78.4	81.0	83.6	85.4
被扶養者	対象者	1,850	1,813	1,751	1,848	2,212
	受診者	843	831	842	894	1,091
	実施率	45.6	45.8	48.1	48.4	49.3
合計	対象者	5,625	5,667	5,705	6,125	7,236
	受診者	3,798	3,852	4,045	4,471	5,382
	実施率	67.5	68.0	70.9	73.0	74.3
計画書目標実施率		72.8	77.1	81.4	85.7	90.0
全国平均		47.6	48.6	50.1		
組合平均		71.8	72.5	73.9		

2. 特定保健指導の実施状況

特定保健指導は、特定健診の対象となる定期健診等の実施後、特定健診結果データの階層化による特定保健指導の実施までに相当なタイムラグ(3ヶ月～6ヶ月)が生じるため、多くの実施及び終了が翌年度にずれ込む結果となっている。第2期での特定保健指導の実施対象者は定期健診として実施し特定健診として提供を受けた被保険者のみに限定して外部委託により実施した。

【保健指導対象者に対する指導実施率(%)】

区 分		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度見込
動機付支援	対象者	317	287	290	383	413
	指導終了	26	31	28	33	36
	実施率	8.2	10.8	9.7	8.6	8.7
積極的支援	対象者	242	226	264	306	333
	指導終了	20	10	21	20	23
	実施率	8.3	4.4	8.0	6.5	6.9
計	対象者	559	513	554	689	746
	指導終了	46	41	49	53	59
	実施率	8.2	8.0	8.8	7.7	7.9
計画書目標実施率		20.4	30.3	40.2	50.1	60.0
全国平均		17.7	17.8	17.5	—	—
組合平均		18.0	17.7	18.2	—	—

第4 特定健診等の実施に関する基本的な事項

1. 特定健診等の基本的考え方

- (1) 運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満・脂質異常・血糖高値・血圧高値から起こる虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の発症・重症化を予防するためには、重症化に至っていく前の段階で、本人自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、保険者が健診結果によりリスクが高い者を的確なタイミングで選定し、専門職が個別に介入する必要がある。
- (2) こうした対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施は、加入者の健康の保持向上や医療費適正化等の観点から、極めて重要な保険者機能であり、保険者は、法律に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、その結果を国に報告することが義務付けられている。
- (3) 特定健診は、公表されている直近数値として、平成27年時点で約2706万人が受診。平成20年制度導入後(導入時は2000万人)、受診者が毎年100万人増加。全保険者平均実施率は50%。70%目標には達していないが、保険者、医療関係者、健診実施機関、現場の関係者の取組により、制度は着実に定着している。

- (4) 他方、特定保健指導の平成 27 年時点の全保険者平均実施率は 17.5%。保険者の目標は 45% であり、実施率の向上が最優先課題となっている。
- (5) 当組合は、引き続き関連する各法令等に基づき特定健診等を実施するとともに、国が示す特定健診実施率等の目標値の達成に努めることとする。

2. 特定健診等の実施に係る留意事項

各独立行政法人等の本部事業所は首都圏に集中しているものの、出先機関は全国に分布し、また海外在住者数も少なくないことから、被保険者や被扶養者の出入りの多い状況等を総合的に勘案し、現在行われている定期健診や人間ドックの結果データを次のとおり有効に活用することで、特定健診等の実施率の向上に努めることとする。

- (1) 被保険者は、定期健診(人間ドックを定期健診としている場合を含む)の結果データを事業所が提出することで、特定健診を実施したとみなすこととする。
- (2) 被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診については、人間ドックに含めて実施するもののほか、巡回健診や集合契約による特定健診の実施を引き続き検討する。
- (3) 特定保健指導は外部委託により実施する。

3. 事業所で行う定期健診及び保健指導との関係

事業所で定期健診を実施した場合、当組合はそのデータのうち、特定健診に該当する年齢の特定健診に係るデータを事業所から受領(原則として国が示す標準的なファイル仕様により作成されたデータを記録した電子媒体)する。定期健診費用は事業主が負担する。

特定保健指導の対象となった者の特定保健指導は当組合が外部委託により実施するが、事業所に対して会場の提供及び就業時間内での保健指導への対応について協力を要請することもある。その他具体的な対応等は第 2 期と同様に実施する。

第 5 達成目標

1. 特定健診の実施に係る目標

平成 35 年度における特定健診の実施率を 90.0% (国の定める参酌標準) とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率 (目標) を以下のように定める。

(1) 目標実施率

(%)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	国の参酌標準
①被保険者	87.2	89.1	91.0	93.0	95.0	97.0	—
②被扶養者	54.8	58.2	61.7	65.1	68.5	72.4	—
③被保険者+被扶養者	76.9	79.5	82.1	84.7	87.3	90.0	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における特定保健指導の実施率 55.0% (国の定める参酌標準) とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率 (目標) を以下のように定める。

(1) 目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	国の参酌標準
①特定健診等目標実施数	5,866	6,393	6,962	7,575	8,237	8,961	—
②特定保健指導対象者数	807	873	944	1,021	1,104	1,195	—
③実施者数	127	206	296	401	520	658	—
④目標実施率 (%)	15.7	23.5	31.3	39.2	47.1	55.0	55.0

※特定保健指導は、外部業者へ委託する。

※特定健診等目標実施数とは、特定健診及び特定健診とみなすものの合計をいう。

第 6 特定健診等の対象者数

1. 対象者数

(1) 特定健診

① 被保険者

(人)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
①対象者数	5,201	5,539	5,899	6,282	6,690	7,125
㊸人間ドック実施見込数	2,563	2,789	3,033	3,301	3,591	3,905
㊹定期健診実施見込数	1,973	2,147	2,336	2,542	2,765	3,007
㊺特定健診等目標実施数 (㊸+㊹)	4,536	4,936	5,369	5,843	6,356	6,912
㊻目標実施率 (%・㊺÷㊱)	87.2	89.1	91.0	93.0	95.0	97.0

② 被扶養者

(人)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
①対象者数	2,426	2,502	2,580	2,661	2,745	2,831
㊸人間ドック実施見込数	1,330	1,457	1,593	1,732	1,881	2,049
㊹特定健診実施見込数	0	0	0	0	0	0
㊺特定健診等目標実施数 (㊸+㊹)	1,330	1,457	1,593	1,732	1,881	2,049
㊻目標実施率 (%・㊺÷㊱)	54.8	58.2	61.7	65.1	68.5	72.4

③ 被保険者+被扶養者

(人)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
①対象者数	7,627	8,041	8,479	8,943	9,435	9,956
㊸定期健診等実施見込数	3,893	4,246	4,626	5,033	5,472	5,954
㊹特定健診実施見込数	1,973	2,147	2,336	2,542	2,765	3,007
㊺特定健診等目標実施数 (㊸+㊹)	5,866	6,393	6,962	7,575	8,237	8,961
㊻目標実施率 (%・㊺÷㊱)	76.9	79.5	82.1	84.7	87.3	90.0

※㊸定期健診等には人間ドックを実施する者を含む。

(2) 特定保健指導の対象者数

① 被保険者＋被扶養者

(人)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
①特定健診等目標実施数	5,866	6,393	6,962	7,575	8,237	8,961
②動機付支援対象者数	445	480	517	557	600	647
実施者見込数	73	116	165	221	284	356
目標実施率 (%)	16.4	24.1	31.8	39.5	47.2	55.0
③積極的支援対象者数	362	393	427	464	504	548
実施者見込数	54	90	132	181	237	302
目標実施率 (%)	14.9	22.9	30.9	38.9	46.9	55.0
④保健指導対象者数計	807	873	944	1,021	1,104	1,195
実施者数計	127	206	297	402	521	658
目標実施率 (%)	15.7	23.5	31.4	39.3	47.1	55.0

第7 特定健診等の実施方法

1. 特定健診

(1) 被保険者は事業所で行う定期健診及び人間ドックの結果データを利用する。

(2) 被扶養者(任意継続被保険者を含む)は人間ドックの結果データを利用する。

人間ドックを希望しない被扶養者に対しては巡回健診や集合契約による特定健診実施機関での利用も別途検討する。

2. 特定保健指導

(1) 特定保健指導は、定期健診に基づく特定健診結果データを基に外部委託により実施。

(2) 集合契約についても引き続き検討する。

3. 特定健診実施項目

特定健診の実施項目並びに定期健診の結果データとして当組合へ提出される項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている健診項目とする。

4. その他

(1) 人間ドック及び特定健診の取扱い等については別に定める。

(2) 提出する結果データは、原則として国が示す標準的なファイル仕様による電子データとする。

(3) 保管年数は当組合が実施した分も含め、5年とする。

第8 個人情報の保護

当組合は、法令及び当組合の個人情報保護管理規程等を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合保健事業担当職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

第9 特定健診等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当組合のホームページに掲載する。

第10 特定健診等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年度、前年度実績を踏まえながら見直しを検討する。

また、見直しの検討結果を踏まえて、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第11 その他

1. 当組合の職員で特定健診等を担当する者については、事業運営のための研修等に随時参加させる。
2. 当組合は、定期健診及び人間ドック利用者の特定健診としての結果データの提出促進に努める。